

国家独占資本主義における所得政策=賃金統制の展開

来島, 浩

<https://doi.org/10.15017/3000015>

出版情報：経済論究. 35, pp.1-24, 1975-12-26. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



国家独占資本主義における 所得政策—賃金統制の展開

来 島 浩

目 次

は じ め に

一 所得政策の概念規定

二 所得政策の類型化

三 アメリカの所得政策

（一）所得政策の経過

（二）「コスト・インフレ論」と所得政策

（三）国際収支と所得政策

四 我国の所得政策

五 各国に共通する実施法

お わ り に

は じ め に

欧米諸国においては、1950年代前半に、朝鮮戦争の影響を受けて高騰していた物価は、その後一時的に安定したが、50年代後半から60年代にかけて再び高騰し、さらに加速化するという現象が生じた。物価騰貴は、国際競争力を弱め、国際収支の悪化、通貨問題を招き、これらを解決するためにとられる従来の金融財政政策による需要管理は、設備投資、生産性向上、経済成長を停滞させ、長期的には経済的基盤が犠牲にされるだけで物価騰貴を抑制することはできなかった。

かかる不況下における物価騰貴という新らしい現象は、従来の「デマンド・プル・インフレ論」では説明できず新らしい理論が必要とされた。こうして登場した新らしい理論は、生産費に重点をおくコスト・プッシュ・インフレに、

とくに賃金コスト・プッシュ・インフレに重点をおくものであった。つまり物価騰貴の原因を説明するものとして、従来の「ディマンド・プル・インフレ論」に代って、「コスト・プッシュ・インフレ論」が、とりわけ「賃金コスト・プッシュ・インフレ論」が採用されることになった。この賃金コスト・プッシュ・インフレは、1950年代後半欧米諸国における完全雇用状態を実現した労働市場における労働力需給の逼迫化による、労働組合の賃金交渉力の強化によって生じるものとされた。

こうして、1960年前後の欧米諸国では、国家の賃金政策がクローズ・アップされるに至った。しかし、物価騰貴の原因として、賃金コスト・プッシュの役割は強調され規制の対象となったが、寡占価格の役割は無視できる程度のものと認識され、非賃金所得の規制に関しては触れられなかった。したがって、かかる寡占価格や非賃金所得の規制免除に関しては、労働組合ははげしく反撥した。このような事態に対して各国は、後にみるように「賃金・俸給のガイダンス」とならんで「その他の所得のガイダンス」の必要を認めるようになった。ここに所得政策 (incomes policy) 登場の重要な契機をみることができる。つまり、所得政策は、はじめから「所得政策」として存在していたのではなく、1962～64年頃、以前の「賃金政策」 (wage policy) から生成発展したものである。

わが国においても、所得政策の考え方は、欧米諸国と同様な考えにたつものであった。

1955年以降とくに60年代の高度経済成長期に入ると労働力は不足傾向を示しはじめ、技術革新による合理化にもかかわらず労働力の不足は激化し、賃金の急上昇を招くとの展望のもとに、1967年の「経済社会発展計画」では、所得政策導入についての検討が要請されるに至った。

このように、「完全雇用」状態は、以前政府・資本の用いた多くの政策を使えなくし、所得政策導入の基盤を形成するものとなった。

以下所得政策の検討を行なっていくことにする。

1. 所得政策の概念規定

所得政策という政策概念は、所得政策という概念を使用している国によって、また時期によってその内容が異なるという客観的事情と、その掲げている目標と政策実体との間にずれが生じたりするという事情によって意味がはっきりしないまま使用されている。したがって、まず所得政策の概念の検討からはじめることにする。

OECD（経済協力開発機構）の経済政策委員会が、1962年に発表した『物価安定のための諸政策』によれば、所得政策は次のように定義付けされている。つまり、それは、所得政策を「当局者は、かれらの経済的諸目標、わけでも物価安定と矛盾しない各種の所得の成長のガイドとなるべき原理について公衆の合意を促進する途を求めるべきこと、そうして人々が自発的にこのガイダンスに従うように誘導するための努力をなすべきこと」と定義している。この定義は、国際的にはもっとも標準的な定義といわれているものである。

また、1967年の「経済社会発展計画」にもとづいて設置された「物価・賃金・所得・生産性委員会」（通称熊谷委員会）が発表した報告書では、「所得政策の主要な目標は、物価安定あるいはもっと正確に言えば、満足な雇用および経済成長の維持と適度な物価安定の両立を確保しようとすることに存するのであって、分配問題に積極的な関与をしようとするものではない」と定義されている。

さらに、1970年設置の「物価・所得・生産性委員会」（通称隅谷委員会）が発表した報告書では、「所得政策は、実質生産費の伸びを上回る各自分配所得の伸びを抑制することを意図して、生産要素報酬率すなわち賃金・利潤・利子・配当・地代などに直接影響を与える政策」と定義されている。

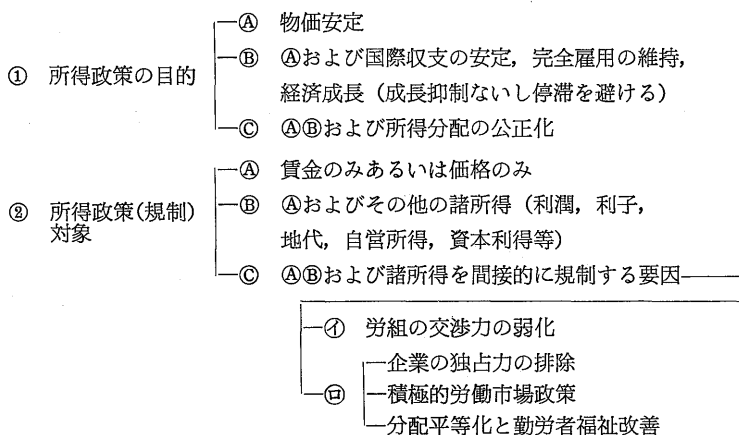
所得政策の定義や解釈は以上の如く一義的ではなく多様である。しかしながら、少なくとも同じ所得政策という名称を用いるからには、そこには何らかの共通の土台があるものとみなさなければならない。したがって、この点を明確にしておく必要がある。

日本生産性本部の1973年発表の報告書『福祉極大化と物価安定—所得政策の新しい接近—』は、各国、各機関、各論者の論説を検討し、所得政策の「最大公約数的定義」を行なっている。それによれば、所得政策とは「政策当局が物価安定を主目的として諸所得の形成課程に政策的に介入することによって、分配国民所得の成長と実質国民生産の成長とのバランスをはかる政策である」と定義している。したがって、このような目的で行なわれる政策は、すべて所得政策と呼ぶことができる。ここで何よりも重要な点は、所得政策が国によってどのようにその内容を異にしていようと、物価安定と所得上昇は両立しないという問題意識である。

2. 所得政策の類型化¹⁾

所得政策も、一般の経済政策と同様に、政策の①目的、②対象、③手段ないし方法、④主体、によって多様に類型化できるが、この四つをどのようにみるかによって、所得政策とよばれている政策のなかにも多様な型ないし形態があり、またその型や形態の違いによって、所得政策の効果も、所得政策の導入の可否についての評価も全く異なったものとなる。

所得政策の目的、対象、手段ないし方法、主体は、『福祉極大化と物価安定』（45頁）によると、それぞれの条件によって次のように分類・整理されている。



- ③ 所得政策手段
 - ④ 強制・立法措置
 - ⑤ 誘導・説得
 - ⑥ 労使による自主規制
 - ④ 所得政策主体
(機関)
 - ④ 政府・官庁
 - ⑤ 労使等代表の参加した政府の政策機関
 - ⑥ 労使等の当事者中心の自主的規制機関
- (資料は日本生産性本部『福祉極大化と物価安定』より)

所得政策は、その目的と対象とに関連して次の三つのパターンに大別できる。

第1は、①②がそれぞれ④の場合—狭義の所得政策、第2は、①②がそれぞれ⑤の場合—中間的な所得政策、第3は、①②がそれぞれ⑥の場合—広義の所得政策。

また、この三つに類型化された所得政策は、政策実施の手段や主体に関連して次の三つのパターンに大別できる。

第1は、③④がそれぞれ④の場合—直接規制方式、第2は、③④がそれぞれ⑤の場合—誘導・説得方式、第3は、③④がそれぞれ⑥の場合—話し合い方式。

そして実際には、目的と対象による三つのパターンと手段と主体による三つのパターンがそれぞれ組合されるのである。したがって所得政策は歴史的にもまた国によってもそれぞれ異なることになる。そこで、所得政策の特徴を歴史的、国別に考察することにする。

1950年代の北欧諸国やオランダ、イギリスなど国際収支の赤字に悩む国々は、商品の国際競争力を強化し、経済のたて直しを行なうために労使の代表者が、「話し合い方式」によって、物価騰貴と国際競争力の弱化的原因となっている賃金引上げを自主的に規制するという「ゆるやかな所得政策」を採用した。しかし、この方式は失敗した。

1960年代に入ると、先進資本主義諸国においては、政策目標の重点として、輸出を通じての経済成長が意識されるようになった。財政金融政策や為替政策による従来の総需要抑制では行き詰るという意識が働き、国民からも経済成長が支持されるという情勢にあった。このため各国政府は所得政策を積極的に導入し、物価安定と経済成長の両立を目指すようになった。こうして「話し合い

方式」による「ゆるやかな所得政策」は「誘導・説得方式」（ガイド・ライン方式）へと新しい展開をみた。この方式は、賃金の抑制ばかりでなく、利潤、価格、利子、配当、地代、家賃などの決定に政府が直接介入し、ガイド・ラインを設け、労使にそれを守らせるようにしたものである。この方式も、資本蓄積のために利潤、価格、利子、配当等の所得を規制対象からはずしてしまったため、労働組合の反撥を受け全体として失敗に終わっている。

上述の「話し合い方式」、「誘導・説得方式」では、物価安定、国際収支の安定等の政策目的を有効に達成できない時点で、緊急措置として登場してきたのが「直接規制方式」である。つまり、1960年代末から70年代にかけての不況下の物価高との闘いに、財政金融政策や為替政策等の経済政策を補完する政策として採用されたものである。この方式によると、賃金、配当、利潤などの諸所得を、命令、法律、政令などで直接的に規制し、守らない企業や労組には罰金（課徴金）などの制裁を加えようというものである。しかしこの方式も、配当、利潤などの所得を規制すると経済成長が停滞するため、賃金の直接的抑制という結果になる。この方式では、短期的には「物価と賃金の悪循環」は押えられるが、労働組合側からの強い反撃を受け、法律を越える賃上げが続出して所得政策の基盤が崩壊してしまうことになる。

このように、一口に所得政策といっても、その目的や対象、手段や主体によっていろいろなパターンがあり、所得政策に対する評価もどのような型の政策を採用するかによって変ってくる。

また所得政策は労使の協力がなくては長期的には有効性を失うと主張されている。それ故後に具体的にみるように、「直接規制方式」は「誘導・説得方式」、「話し合い方式」へと逆展開せざるをえなくなる。

3. アメリカの所得政策

所得政策の目的は、上述のように物価安定、国際収支の安定、完全雇用の維持、経済成長、所得分配の公正化といわれている。

しかし、このような多様な目的を掲げているにもかかわらず、各国の所得政

策を検討するに、物価安定と国際収支の安定の二つがとりたてて強調されているように思える。そして物価安定と国際収支の安定のためには特に賃金を規制しなければならないと主張されている。つまり、「高い賃金は物価騰貴を招き、したがってインフレを誘発する」と「賃金の引上げは輸出品の価格を上昇させ、競争力を弱め、国際収支の困難をひきおこす」という論理が主張されている。

そこで、(一)において、かかる二つの論理が具体的にはいかに展開されているかをアメリカを例にとりて検討し、(二)、(三)で二つの論理を整理することにする。

(一) 所得政策の経過

1950年朝鮮戦争の開始期の卸売物価は19.7%、消費者物価は5.8%上昇した。このような事態に対処するため、トルーマン政権は9月「国防生産法」を制定し、政・労・使三者構成で賃金統制の方針を決定、賃上げ申請の承認を担当する「賃金安定委員会」と「物価安定局」を設置し賃金・物価統制にあたった。この賃金・物価統制は、51年9月の調整緩和を経て53年2月まで行なわれた。トルーマン大統領は、52、53年の年次経済報告でくり返し生産性上昇の範囲内に名目賃金上昇を統制せよと訴えた。この時すでに後の所得政策の中核をなす「生産性基準」が提起されていたことに注目すべきである。

続くアイゼンハワー政策（53～60年）は、53、54年と57、58年の恐慌に遭遇し、失業は増加、国際収支は赤字、ドル危機となり、さらにクリーピング・インフレーションという新らしい型のインフレの下で、物価安定と国際収支の改善を目的として、「ダイヤモンド・プル・インフレ論」を背景に、57、58年の年次経済報告ではくり返し賃金の自主抑制を訴えた。

他方議会では、57、58年の恐慌の下で「キーフォーバー委員会」が設置され、新らしい型のインフレの調査・研究がなされた。

その結果、同委員会は、新らしい型のインフレの原因を、完全雇用の状態下における労働力需給の逼迫化に基づく労働組合の強力な交渉力による、実質労働生産性の上昇率を上回る賃上げの獲得と、その結果生じた賃金コスト・アップ分の寡占体制下における管理価格機構を通じて製品価格に転化することに、

つまりコスト・プッシュ・インフレに求めた。したがって物価安定の基本は、マクロ的にもミクロ的にも、実質生産性上昇率を基準に賃金およびそれ以外の所得の伸び率を決定する所得政策にあるという内容の理論を提示した。しかし上述の理論裏付けでは、物価騰貴の原因として管理価格の存在を指摘しているものの、その起動的契機としては、労働組合の賃上げを指摘しているという点に注意しなければならない。アイゼンハワー大統領は、60年の経済報告で、物価安定のため賃金増加率を国民経済生産性上昇率の範囲内にとどめるように要請した。

ここに物価騰貴に関する理論は、「デマンド・プル・インフレ論」から「コスト・プッシュ・インフレ論」へと質的变化をとげるに至った。

アメリカ経済の53～60年期間の平均成長率は2.1%で、ソ連の6%、西欧の5%弱と比較すると著しい停滞を示していた。

そこで61年1月に登場したケネディ大統領は、ニュー・エコノミストを登用し、従来の金融政策中心の景気補整政策に代えて、国家財政金融の拡大によって投資促進をはかった。この結果、連続104ヵ月景気上昇と60～70年の平均成長率が4.1%へアップというように一定の成果をあげた。しかしこの成長政策はまさしくインフレ的景気刺激策であり、インフレによる物価騰貴をひきおこし、一方ではドルの実質価値の減少を招き、他方では輸出価格の上昇を通じ国際競争力の低下を招き、資本の利益をそこなうおそれがでてきた。そこで物価騰貴はできるだけ抑制せねばならぬとして採用されたのが、62年1月の法律によらないで誘導と説得による「非インフレ的賃金・価格決定のためのガイド・ポスト政策」＝所得政策であった。

62～66年に賃金指数は生産性指数を下まわり、賃金コスト指数がこの期間だけ例外的に低下した。他方会社利潤は61～66年に税引利潤83%増、現金配当51%増、留保利潤116%増というように激増した。当初ガイド・ポスト政策に対して、その誘導的性格を期待して協力的な態度をとっていたAFL・CIOは、政策の強制的性格が明らかになった64年4月公式に反対の立場をとった。こうして64年頃から賃金ガイド・ポストは実際にやぶられはじめ、また政府自体も

航空産業の賃上げではガイド・ポストを上回る調停案を出すなどして、所得政策の実効性は失なわれ、67年には指標の提示が停止され、誘導・説得のみが続けられる事態となった。しかし物価騰貴は持続していた。

69年1月「新自由主義」を唱えて登場したニクソン大統領は、かかるガイド・ポスト政策などの賃金・物価に対する統制政策は採用せず、物価騰貴の原因を「前政権の放漫な財政金融政策」に求め、もっぱら金融引締め政策によって物価騰貴抑制をはかった。しかしながら現実には、経済成長は低下、鉱工業生産は縮少再生産、失業率は悪化、そして消費者物価、卸売物価は大幅な上昇を記録し、本格的なスタグフレーション現象が生じた。

71年になっても景気が回復しないうちに、ニクソン大統領が景気崩壊阻止策としておこなった連続的の公定歩合の引下げが引金となってドル危機が一段と深化した。今やニクソン政権は、ケネディ政権段階よりも一段と深化した危機のもとで、国家独占資本主義的な起死回生策を打出さねばならなかった。

こうしてニクソン政権の初期の対インフレ政策は破綻し、インフレに対する見解も「インフレの原因は前政権の放漫な財政金融政策にある」から「インフレの原因は生産性を上回る賃上げとその製品への転化にある」に変化していった。すなわちこれは需要超過による「ダイヤモンド・プル・インフレ論」から「コスト・プッシュ・インフレ論」への転換をあらわしたものである。

71年8月15日、ニクソン大統領は突如国家非常事態宣言のもとに8項目にわたる新経済政策を発表した。この新経済政策の内容は、国際収支の改善としてのドルと金の交換停止、ドルの切下げ、輸入課徴金の設定、景気停滞と失業に対しての財政金融面からの景気刺激策、物価安定策としての90日間の賃金・物価凍結というものであった。ニクソン政権は新経済政策の中で所得政策を明確に打出してきた。この政策は同年の11月まで続き、この期間を所得政策の第1段階と位置づけた。この間物価指数は安定し世論の支持率は高かった。

71年11月ニクソン大統領は賃金・物価の凍結を解除し、賃金、配当、家賃に対して法的強制を伴うガイド・ライン方式を採用した。賃金は5.5%以下への抑制を法的に強制されたが、利潤規制は経済活動を衰微させないためにゆるや

かにされた。また大企業に対しては製品の価格引上げに対する事前届出の義務が課された。以上が所得政策の第2段階（71年11月～73年1月）である。

72年の消費者物価上昇率は3.4%で先進国中最低となり、失業率も低下し、実質経済成長率は71年2.7%、72年6.4%と高い水準に達したので、この間の所得政策はかなりの効果をあげた。しかし、このような法的強制による所得政策に対しては、労働者、労働組合の反対は強く、ガイド・ラインを大幅に上回る賃上げ要求が出されて所得政策はゆらぎはじめた。とくに71年7月にはじまる136日間のILWUによる港湾ストライキは所得政策に大きな打撃を与えた。これに対してニクソン政権は法律的攻撃を加えて対抗したが、そのために4名の労働代表がこれに抗議して第2段階の統制機構としての給与委員会から脱退し、所得政策機構への労働組合の参加が停止され、もはや賃金抑制の法的強制が不可能になった。この時点でニクソン大統領は、インフレが下火になったと判断して、これまでの法的規制を自主的規制におきかえた。これが所得政策の第3段階（73年2月～73年6月）である。

しかし、第3段階移行後まもなく物価は再び上昇に転じた。73年6月製品価格の再凍結を決め、7月に第2段階とほぼ同じ内容の第4段階（73年7月～74年4月）に入った。だが第4段階移行後まもなく価格凍結を解いたため物価は急上昇を続けた。73年秋強力な引締め政策をとったにもかかわらず、石油危機の影響もあって、74年2～4月の卸売物価の上昇率は25.4%、消費者物価の上昇率は13.3%となり、2年8ヵ月に及ぶ所得政策は世論の支持を失い終結した。

74年5月以降、71年8月15日以前の「新自由主義」の経済に戻った。これは大統領に物価・賃金凍結の権限を与えた「経済安定法」が期限切れとなったためであって、所得政策がその目的を達したために終止符をうったものではなかった。

74年5月以降も物価は安定せず、8月に成立したフォード政権にとっても、賃金・物価対策はますます緊急のものとなっているので「賃金・物価安定委員会」を発足させたが、ニクソン政権時代の所得政策実施で痛い目にあっている

だけに、新経済計画の提示に際しては、強制的な所得政策はまだ導入せず、現段階では国民の自主的規制に期待するという程度のものである。

(二) 「コスト・インフレ論」と所得政策

上述のとおりアメリカは、先進資本主義諸国と同様に、国際収支の悪化、通貨危機、失業の増大等の難問に直面して、この解決策としてケインジアン・ポリシーを採用した。しかし、それにもかかわらず経済情勢は好転せず、逆に総需要が鎮静し、景気が後退しているのに物価がさがらないという新しい型のインフレが生じた。そしてこの新しい型のインフレは、コスト・プッシュとくに賃金コスト・プッシュが原因で起きているという結論が出された。つまり労働市場における労働力需要の逼迫化にもとづく労働組合の強力な交渉力による実質労働生産性の上昇率を上回る賃上げの獲得と、その結果生じた賃金コスト・アップ分の寡占体制下における管理価格機構を通じて製品価格に転化することに、すなわち賃金コスト・プッシュ・インフレに新しい型のインフレの原因を求めた。物価がこのようにコスト・プッシュ的性格をもっているとすれば、寡占企業と労働組合の価格・賃金決定行動を抑制するための有効な方法が必要とされた。これが所得政策に関する考え方の出発点である。

しかしながら体制間競争、体制内競争においては、成長あるいは完全雇用を達成していく必要があるので、企業の行動はあまり規制できない。したがって成長あるいは完全雇用と国際収支の改善あるいは国際競争力の強化を両立させるためには、蓄積に向けられる企業利潤をはじめとする諸所得は規制できず、賃金所得のみを規制して物価安定をはかる必要がでてくる。つまり価格安定方式のなかに賃金所得を政策変数としてとらえる必要性がでてくる。この賃金所得の変動を規制する基準は、「賃金コスト・インフレ論」にもとづく「生産性基準原理」によって決定される。

次に所得政策の依拠する理論をみていくことにする。

この理論によれば、商品の価格は生産費で決まる²⁾。生産費を構成する費用(コスト)要素は、減価償却費、賃金コスト、適正の率の利潤などであるが、

このうちで最も重要な費用要素は賃金コストである。単位生産物当りの得金コストは、賃金総額を生産量で除するとえられるが、これを指数の形であらわすと、賃金コスト指数＝賃金総額指数÷生産指数、となる。さらに、賃金総額指数と生産指数を投入労働時間指数で除して整理すると次のようになる。

$$\text{賃金コスト指数} = \frac{\text{賃金総額指数}}{\text{投入労働時間指数}} \div \frac{\text{生産指数}}{\text{投入労働時間指数}} = \frac{\text{賃金率指数}}{\text{労働生産性指数}}$$

この式からわかることは、賃金コストは、賃金（賃金率）と労働生産性によって決まるということである。たとえば、労働生産性が一定で賃金が2倍になれば賃金コストは2倍になり、賃金が一定で労働生産性が2倍になれば賃金コストは2分の1になる。要するに、賃金上昇率が生産性上昇率を上回ると賃金コストはあがるということである。賃金コストの上昇は生産費を押し上げ、価格を押し上げる。したがって、多くの商品の賃金コストの上昇は、物価の上昇をもたらすことになる。物価の上昇は実質賃金の上昇を抑制することになるから、労働者側ではこれに対抗して賃金を引上げようとする。賃上げは賃金コストを引上げ物価を一層騰貴させる。ここに賃金と物価は悪循環し、その主導者は賃金の引上げであるという論理が主張されるに至る。だからこのような賃金と物価の悪循環を断ち切り物価を安定させるためには、賃金コストの上昇を抑制せねばならぬ。そのためには、賃金上昇率を労働生産性上昇率の範囲内にとどめる必要がある³⁾。

以上は企業レベルでの「生産性基準原理」の採用の過程である。しかし「生産性基準原理」は、コストとしての賃金切下げをはかることを本来の目的とする賃金政策であるため、労働者側からの攻撃を受ける。また、それは企業レベルでの導入なので各企業により生産性に差が出て「基準」が異なってくる。したがって企業レベルでの「生産性基準原理」は行詰まる。この行詰りを打開するために国民経済視点より、「コスト・インフレ論」をより具体化したものとして「生産性格差インフレ論」が登場してくる。

それによると、賃金コストは、労働生産性上昇率の高い産業部門においては、その労働生産性の上昇率にみあって賃金が引上げられるのであればあがら

ない。しかし、労働生産性上昇率の高い産業部門での賃上げは、労働生産性上昇率の低い産業部門の賃金上昇を惹起し、その産業部門の賃金コストを上げる。そのために労働生産性の低い産業部門の製品価格は引上げられることになる。したがって、物価安定のためには、労働生産性上昇率の高い産業部門は自産業部門の労働生産性上昇率をガイド・ポストとして賃金を引上げてはならない。賃金の引上げは、全産業の労働生産性の平均上昇率をガイド・ポストとして、その範囲内に抑えなければならない。

以上が所得政策の依拠する「賃金コスト・インフレ論」である。

この理論から明らかになることは、所得政策の提唱者は、賃金があがっても利潤をへらして物価安定を達成せよと言っているのではなくて、あくまで利潤率の固定あるいは引上げを前提にして、賃金上昇率が労働生産性上昇率をこえると賃金コストがあがる、だから賃金の引上げを抑制せよと言っているのである。要するに、所得政策とは賃金上昇率を労働生産性上昇率の範囲内に抑制する政策＝賃金統制政策ということができる。

この所得政策の依拠する理論は、以前に明言された次の見解と密接な関連をもってくる。

「労働者の賃金要求が、資本に剰余価値の存立の余地を残さないまでに上昇する可能性は、権力賃金説に立脚する限り、理論的には十分ありうるわけである。しかしながら、かかる事態の発生は、資本の生産逃避、工場閉鎖、階級協調の破綻、経済民主主義の崩壊を意味する。かかる事態の発生を予防し、経済民主化の政策を推進することは、無条件に必要である。それがためには、賃金が剰余価値の聖域に侵入し、利潤の神聖を冒瀆することのないように、利潤の防衛線＝賃金の最高限界を理論的に画しておかねばならない。そしてこの限界を画することは、『賃金は、労働の生産性の発展を妨害してはならない』と主張する生産力賃金説の採用をまっしてはじめて可能である。」⁴⁾

要するに、所得政策とは、経済的視点よりみれば、「賃金は、労働の生産性の発展を妨げてはならない」という生産力賃金説の国家独占資本主義版にほかならないということである。

(三) 国際収支と所得政策

この節では、上述の二番目の「賃金の引上げは輸出品の価格を上昇させ、競争力をよめ、国際収支の困難をひきおこす」という論理を検討していくことにする。

次に掲げる表Ⅰは、アメリカの国際収支の主要項目の変動をみたものである。

表Ⅰ アメリカの国際収支の主要項目 (単位：億ドル)

年 次 取引項目	1958～1965 (年平均)	1967	1968	1969	1970	1971
貿 易 収 支	(+)46	(+)39	(+) 6	(+) 6	(+)21	(-)29
投支収益バランス	(+)30	(+)45	(+)48	(+)44	(+)62	(+)80
海 外 軍 事 支 出	(-)25	(-)31	(-)31	(-)33	(-)34	(-)29
政 府 経 済 援 助	(-)27	(-)37	(-)21	(-)37	(-)32	(-)41
軍 事 援 助	(-)10	(-) 9	(-) 8	(-) 8	(-) 6	(-) 7
民 間 海 外 投 資	(-)40	(-)56	(-)54	(-)52	(-)63	(-)96
外 国 資 本 流 入	(+) 1	(+)29	(-)68	(+)40	(+)38	(+)21

行沢健三『日本貿易のゆくえ』37ページより引用

アメリカの国際収支は慢性的に赤字を続けているが、その原因は海外軍事支出、政府経済援助、軍事援助、民間海外投資である。これらは賃上げとは何ら関係をもたない項目なので、国際収支の赤字原因を賃上げに求めることはできない。

次に貿易収支の項目をみると、1970年を例外として徐々に縮少し、1971年には赤字に転落し、国際収支の赤字を深刻化させた。これは輸出品の価格競争力の低下を示すものである。しかし、このような輸出品の価格競争力の低下を賃金の引上げに求めることは果して正しいことだろうか。

いま、賃金コストの動向をみてみると表Ⅱのようになる。

この表からわかることは、賃金コストの上昇率は日本よりもアメリカの方が低い。それにもかかわらず日本の価格競争力は強く、貿易収支は黒字を続けている。したがってアメリカの貿易収支の縮少あるいは赤字の原因を、賃金引上

表 II 日・米・西独の賃金コストの動向

(1960=100)

	1958	1960	1962	1964	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972
日 本	102	100	106	105	110	106	108	110	116	126	132
米 国	104	100	97	94	95	99	101	105	111	114	112
西 独	98	100	112	114	123	121	117	120	131	138	142

中央大学経済研究所編『戦後の日本経済』204ページより引用

げによる輸出価格の上昇に帰することは正しくない。ではこのようなアメリカの貿易収支の縮小あるいは赤字の原因は何か。

価格競争力に影響を与える要因は、基本的には労働生産性と賃金コストである。アメリカの場合、賃金コストの上昇は、日本、西ドイツにくらべて低いので価格競争力にとっては有利である。

次に労働生産性をみてみると表Ⅲのとおりである。

表 III 労働生産性の年平均成長率

	日 本	アメリカ
1951 ～ 55	13.56%	2.86%
1956 ～ 60	4.76%	2.62%
1961 ～ 65	6.38%	4.26%
1966 ～ 70	14.16%	1.36%

行沢健三『日本貿易のゆくえ』53ページより引用

この表からあきらかになることは、日本とアメリカの労働生産性成長率の格差は非常に大きいということである。したがって、アメリカは価格競争力において、賃金コストの面においては有利であるが、労働生産性の面においては著しく不利である。

このように、貿易収支の不均衡の原因は、「基本的には労働生産性発展のテンポの差にあるので、貿易収支の不均衡是正のためには、もっともオーソドックスにはアメリカが生産性の発展のテンポをとり戻すことである。」しかし、「それができない間は、レート調整か賃金の調整によって相対的能率の変化に対応して賃金水準を調整することであり、さらにそれが不十分だとすれば、

直接統制によって、つまり黒字国の輸出規制および赤字国の輸入規制によって均衡化をはかることになる。』⁵⁾

このように、労働生産性の発展テンポをとり戻すことなく、レートの調整、賃金の調整、貿易の直接統制による貿易収支の均衡化方式は、1971年8月15日に発表されたニクソン政権の新経済政策の内容であった。

4. 我国の所得政策

わが国の場合、アメリカと違って、賃上げ→輸出価格の上昇→国際競争力の弱体化→国際収支の悪化の問題については、当面国際収支の黒字が続いている故考える必要はない。そこで問題を賃上げ→物価騰貴に限定して考察していくことにする。

1950年代後半までわが国の賃金上昇率は年平均5%程度であったが、60年代前半になると10%まで上昇した。かかる状況に対して資本からは賃金上昇への危機感がさげられるようになった。つまり、戦前、戦後を通じて一貫してきた低賃金構造は、1955年以降の強蓄積下において矛盾を露呈してきたということである。すなわち、現実の賃金水準は国家独占資本主義下の強蓄積による労働力価値上昇と、「完全雇用」的現象下の賃金闘争有利性の故に上昇傾向を示していた。しかし、これが独占資本の高利潤獲得に敵対的なものである以上、賃金上昇が強蓄積政策の本来の目的にとって障害であることは言うまでもない。かくして強蓄積政策は、賃金上昇の客観的条件を形成し、従来の低賃金構造を崩壊に導く契機となるおそれがでてきた。このため独占資本は、資本の蓄積に伴って生ずる矛盾を克服し、低賃金構造を維持・持続させるために低賃金政策を登場させ、ここに低賃金体系を再編成しようとした。この低賃金政策＝賃金抑圧政策は、わが国の場合1955年以降「労働力不足」現象を緩和するための労働力政策いわば過剰人口創出政策であった。つまり「労働力不足」を緩和するための「労働力流動化」⁶⁾政策であった。しかし、かかる低賃金政策にもかかわらず、賃金上昇は60年代後半以降加速化した。

他方、60年代前半まで安定していた消費者物価は上昇をはじめたが、資本は

「卸売物価が安定している限り『物価問題』は存在しない」といって物価問題に取り組む姿勢を殆んどみせなかった。しかし、60年代後半になると、卸売物価の上昇は顕著になり、下方硬直的傾向を示しはじめた。ここに至って資本は、わが国の物価問題は「質的転換」をとげて「先進国型に近づきつつある」として、にわかに物価問題を「わが国最大の経済問題」⁷⁾として位置づけた。

この賃金と物価の動向を背景に、両者の関係についての議論がにわかに高まってきた。

このような情勢下、67年3月政府は「経済社会発展計画」を閣議で決め、その中で物価安定を重点政策の一つの柱としてとりあげ、「国民経済と物価との関係において、賃金・所得・労働生産性をどう考えるか」を検討する必要があるとして、所得政策の本格的な研究を要請した。これがわが国における所得政策の出発点である。首相の諮問機関である経済審議会はこれを受けてただちに「物価・賃金・所得・生産性研究会」（通称熊谷委員会）を設置した。

熊谷委員会の報告書は69年9月に発表されたが、これはわが国の所得政策の理論的整理をした最初のもので、これによりわが国での本格的な「所得政策議論の土俵づくり」⁸⁾がなされた。

報告書の中で、所得政策の目標を次のように述べている。

経済成長を高め、失業率を小さくすれば物価が上昇するという因果関係があり、両者は相容れない性格（トレード・オフ）をもっている。したがって、国民が求めているのは「成長もしくは完全雇用と適度の物価安定の両立」である。この目標を達成するには、トレード・オフ曲線を好ましい方向にシフトさせなければならない。その手段として「賃金所得や価格についてのガイド・ポストまたはガイド・ラインを設ける」ことをあげている。このように賃金と価格決定の双方から、他の諸政策との協力で、トレード・オフ曲線なるべく原点に近い方向にシフトさせるのが所得政策であるとしている。しかし、わが国の現状からみて直ちに「賃金所得や価格についてのガイド・ポストあるいはガイド・ラインを設ける」所得政策の必要性は認めてはいない。それは、わが国においては物価上昇の主たる原因が、「完全雇用」による賃金上昇にあり、アメリカ

やイギリスの場合と違って、わが国ではこの「完全雇用」状態を緩和することによって賃金上昇を抑制できる現状にあるとの判断からと思われる。

以上の関係は次のように説明されている。

$$(i) \quad \dot{p} = f(\dot{w}) \quad f'(\dot{w}) > 0$$

$$(ii) \quad \dot{w} = F(u) \quad F'(u) < 0$$

(注) $\dot{P}$ は物価上昇率 ($\frac{\Delta P}{P}$)、 $\dot{w}$ は名目賃金上昇率、 u は失業率

(i) の式においては、物価上昇率($\dot{p}$)は、名目賃金上昇率($\dot{w}$)の関数である。つまり名目賃金上昇率が増大するにつれて物価上昇率が増大するというのである。

(ii) の式については、名目賃金上昇率($\dot{w}$)は、失業率(u)の負の関数である。つまり失業率が減少するにつれて名目賃金上昇率が増大するというのである。そこで (i) 式と (ii) 式をつないでみると、失業の減少→賃金上昇率の増大→物価上昇率の増大ということになり、結局、失業率の減少→物価上昇率の増大ということになる⁹⁾。

かかる理解のしかたは、熊谷報告と70年代の労働力問題を見通したうえで、従来の労働力政策を集大成したともいえる経済審議会労働力研究委員会『労働力需給の展望と政策の方向』(69年12月)にもとづいて作成された「新経済社会発展計画」においてもみられる。

同様のことは、70年7日発表の労働省『70年代の展望』と題する報告書でも述べられている。この『展望』によると、70年代の労働問題のポイントとして次の点が指摘されている。

(1) 70年代には労働力不足がますます激化し、とくに後半になると強力かつ適切な労働力政策の実施なしには、労働力の不足が経済成長を妨害する要因になる可能性がきわめて大きい。

(2) こうした労働力不足の激化は、これまで以上に賃金上昇を激しくし、コスト・インフレの様相を強める。そうなれば、本格的インフレを招くことになり、経済全体が危機に陥いることが予想される。

こうした理解のもとに、物価を安定させるには賃金の上昇を抑制しなければならないという結論が引き出された。そして賃金の上昇抑制のためには、失業率の増加策、つまり相対的過剰人口創出策＝労働力流動化政策がとられねばならなかった。

すなわち、政府は「賃金所得や価格についてのガイド・ポストあるいはガイド・ラインを設け」て直接的に賃金所得や価格を規制して物価上昇を抑制するという方法をとらず、積極的労働市場政策によって労働力不足を緩和し、賃金所得の上昇を抑制して、間接的に物価上昇を抑制しようとした。

しかしながら、かかる積極的労働市場政策にもかかわらず、73年から74年にかけて「狂乱物価」といわれる程に物価は異常な騰貴を示した。ここに失業率の減少→賃上げ率の減少→物価安定という考え方は有効性を失ってしまった。しかし、物価安定は、是非とも達成されねばならぬ最重要課題である。

そこで、政府・資本は、本来インフレ、強蓄積政策によって引起こされる異常な物価騰貴を逆手にとるかたちで、「賃金コスト・インフレ論」に依拠して、賃上げ率の抑制→物価安定という狭義の所得政策の本格的導入の意図をあらわにしてきた。

5. 各国に共通する実施法

所得政策は、どこの国においても、政府・資本の側から、国際収支、国際競争力、物価、社会情勢等その国の条件に応じて、この政策を行なう必要があるという警告あるいは訴えから出発している。

例えば、アメリカではトルーマン大統領は、戦争政策の負担やインフレ政策の負担を労働者に転嫁するために物価安定を訴え、そのためには賃金・物価を統制する必要があるとの警告を発した。

イギリスでは、1948年物価上昇と国際収支の悪化、ポンド危機のもとで、労働党政府は白書によって、生産性上昇率以内への賃上げ抑制を訴えた。

OECDは、1962年報告書『物価安定の諸政策』をだし、その中で所得政策の必要性を訴え、各国の努力を要請した。

わが国では、1960年頃からの賃金と物価の上昇という情勢のもとで、1967年3月政府は「経済社会発展計画」を閣議で決め、その中で物価安定を重点政策の一つの柱としてとりあげ、「国民経済と物価との関係において、賃金・所得・労働生産性をどう考えるべきか」について検討する必要があるとして、所得政策の本格的な研究を要請した。

このように、所得政策導入に関しては、政府・資本は「物価安定のため」、「完全雇用のため」、「国際収支の改善のため」、「国際競争力の強化のため」、国民的利益のため」等々という大義名分を掲げ、これらを達成するために、本来関連のない所得（賃金）・物価・生産性の関連づけを行なう。そして、この大義名分論と所得（賃金）・物価・生産性の関連づけでもって、所得政策への国民的合意を獲得しようとする。

熊谷報告によると、所得政策の実施法に関しては、次の様に述べられている。

第1に、まず政府、労働団体、国民各層のコンセンサスを取りつける必要がある。

第2に、所得政策の基準作成には科学性と中立性が必要であり、そのための機構の設立が必要である。

第3に、所得政策は単純な直接統制とは違い、当事者の自主性が尊重されねばならない。

第4に、所得政策は決して賃金だけを抑制するのではなく、複数の所得を対象とするインカムズ・ポリシーであり負担の公平が保障されねばならない。

このように、政府・資本はまず最初に所得政策の実施の必要性についての警告と訴えを行ない、所得政策の導入を容易にする地ならしを行なう。

次に、この抽象的な所得政策論を具体的に推進するために、「委員会」、「審議会」、「懇談会」などと呼ばれる委員会や機関がつくられる。たとえば、イギリスにおける「コーエン委員会」、アメリカにおける「キーフォーバー委員会」、わが国における「熊谷委員会」、「馬場委員会」、「隅谷委員会」等々である。

これらの委員会、審議会等は通常政府、労働者、使用者、中立代表で構成されるが、労働組合等の反対により政府代表のみあるいは中立代表のみという場

合もある。この場合、労働側の協力が得られないため所得政策の実施に関しては法的強制を伴うことになる。

かかる委員会、機関は、労働側の反応を考慮しながら調査、報告、勧告あるいは賃上げ基準の作成、要請というように所得政策の理論的・思想的基礎を準備する任務をおびている。

イギリスの「コーエン委員会」は、物価・所得の問題について調査報告を行なって、物価上昇の原因をデマンド・プル・インフレからコスト・プッシュ・インフレに傾向させ、同様にアメリカの「キーフォーバー委員会」も新しい型のインフレの調査研究を行ない、新しい型のインフレの原因を、労働力需給の逼迫化にもとづく労働組合の強力な交渉力による実質労働生産性の上昇を上回る賃上げにつまり賃金コスト・プッシュ・インフレに求め、世論に対して所得政策導入の理論的・思想的基礎を準備した。

このように、所得政策は、一方では物価騰貴の真の原因をおおいかくし、その責任を労働者の賃上げに転嫁し、資本の利潤追求が容易に行なえるように、「物価安定のため」、「国民的利益のため」等々の大義名分を掲げて賃上げ自粛に労働者をして協力させるための思想的キャンペーンということができる。

そして、この思想的キャンペーンを推進するために、上述の委員会、機関は「偏らない公平」な分析と「正しい」方針の提示を行ない、行なっているとの印象を国民に植付けることが第一に考慮される。そのためには、労働組合、中立代表のこの委員会、機関への「同意」と「参加」が重視される。

こうして、政府・資本は、同一の土俵に労働組合を立たせ、賃金交渉を団体交渉の場からこの土俵に移し、労働組合にここで決定された所得政策の方針の実施に責任をもたせる。そして、政府・資本は、労働組合全体を資本主義の一機構としてその中に組み込み、政府・資本の許容する範囲内に賃上げを押し込めようとする。

所得政策は、他方では、このような範囲＝基準によって、賃金上昇の上限をあらかじめ決めつまり生産性賃金を手段として、労働組合から賃金闘争という労働組合連の最も主要な任務を放棄させ、労働組合の土台をつきくずして、

労・使関係の企業内協調をはかり、それを軸として総体としての資本主義における産業平和を達成して行こうとする任務もおびている。

お わ り に

三の(二)で検討したように「所得政策の理論」は、「コスト・インフレ」論に依拠して構築されたものである。この「コスト・インフレ論」は、既にマルクスの『賃金・価格および利潤』の中で批判され克服されている「理論」をやきなおしたものにすぎない。したがって、「コスト・インフレ論」は、理論的根拠をもちあわせていない「虚構の理論」¹⁰⁾ということができるであろう。

しかしながら、既に克服されているこの「理論」を、理論的根拠をもちあわせていない虚構だとして捨て去らないで、再び登場させざるを得ないところにこの「理論」の現在的意義が存在する。

所得政策という新しい政策手段が登場してくるまでは、資本主義国家の経済政策は、ケインズ理論によって遂行されていた。このケインズの政策は有効需要増大政策であるが、有効需要を増大する過程で、賃金率の上昇分を価格の上昇によって消費者に転嫁して利潤を維持する政策であった。しかし、ケインズの政策は、国際的問題すなわち物価騰貴による国際収支、国際競争力等の問題となると大きな避にぶつかって行き詰まってしまう。つまり、経済政策の目標として成長あるいは完全雇用の維持という目標のほかに、国際収支の改善、あるいは国際競争力の強化という目標が加わったために、以前の政策だけでは有効な解決策が生まれてこなくなる。ここに、賃金規制を媒介として「経済成長、完全雇用、国際収支の安定と適度の物価安定の両立」を達成する新しい政策手段としての所得政策が、既存の経済政策を補完するかたちで、既に克服されている「コスト・インフレ論」に依拠しながら、やむを得ず登場してきたのである。

この賃金規制を対象とした所得政策は、労働者階級の反対を受けると同時に「労働力商品の売買を全面的に統制する」¹¹⁾ことになり、「資本主義の根幹それ自体が自己否定されることになり、そのような労働力統制は資本主義にとって

は異常事態となる¹²⁾ので一時的採用を除いては失敗に終る。また、「所得政策は、その直接的な効果は賃上げ抑制であるにしても、それが敵対的な抑圧だけではなく、国民経済という共通のワク組のなかに、労働組合勢力に協調的に参加を求めることによって、労働力の商品交換の論理を保持しつつ、国民諸階層の危機打開の方策への『統合』を達成しようという目的をもつことになる。一時的な賃金凍結策の場合は別として、所得政策では、一般にガイド・ラインの設定などにあたって、労働組合側のなんらかのかたちでの『参加』がはかられるのは、このためにほかならない。』¹³⁾しかし、政策への労働組合の本格的参加は、資本家の決定権を否定しないとしても、資本主義の根幹それ自体を否定することになる。このように、所得政策は、賃金規制を表面化させて労働者階級の反対を受けるか、それとも労働組合の合意をうるためにあえて資本主義の根幹の自己否定を認めるかという「二つの道の岐路」¹⁴⁾にたっている。「後の道をとることは『所得政策』の動機そのものを否定してしまうことになり、それは決定的ジレンマ」¹⁵⁾に陥いることになる。

したがって、賃金規制を達成し、かかるジレンマを解決していくために、「制度や政府の介入ではなくて、インフォーマルな、労働組合の『自粛』を通じて、所得政策効果を発揮しようとする構想」¹⁶⁾がでてくる。この構想の中に、最近議論になっている「日本型」所得政策の特質をみることができる。

(注)

- 1) 新田俊三氏は「企業と労働組合の双方を含めての市場支配力」と「労働力不足からくる賃金上昇」への対抗措置という観点から、アメリカ型所得政策と西欧型所得政策に大別されている。（『所得政策の背景と日本の特質』『国家独占資本主義と合理化』所収）

また、労働省『諸外国の賃金事情』は、各国の所得政策を、①「ガイダンスによる説得を中心とする型」、②「ガイダンスを実効あらしめるため多角的な措置をとる型」、③「全国的な賃金決定に政府の意向が強く反映されている型」の三つに大別している。

- 2) いわゆる価値構成説＝生産費説である。
- 3) 大間知啓輔『日本の物価問題』ミネルヴァ書房、5～7頁。
- 4) 吉村勲「賃金理論の一考察」『経済学雑誌』18巻6号。
- 5) 行沢健三『日本貿易のゆくえ』日経新書、60頁。

- 6) 経済企画庁『中期経済計画』参照。
- 7) 日経連『賃金白書』1968, 69年版。
- 8) 日本生産性本部『福祉極大化と物価安定』11頁。
- 9) 熊谷委員会報告中の「所得政策の理論」は、(i)式の価格視点と(ii)式の完全雇用論あるいは成長論視点を、賃金を媒介にうまくつなぎあわせて構築されたものである。
- 10) 相沢与一「現代国家独占資本主義の物価危機と所得政策」『経済』No. 124, 133頁。
- 11) 12) 13) 16) 高木郁郎「制安定装置としての所得政策」『エコノミスト』'75. 2.17号。
- 14) 15) 尾上久雄「所得政策は論理的ジレンマに陥った」『エコノミスト』'75. 2.17号。

(参考文献)

- 1) 日本生産性本部『福祉極大化と物価安定』。
- 2) 『エコノミスト—所得政策総読本』2071号。
- 3) 『東洋経済—所得政策特集』3801号。
- 4) 大間知啓輔『日本の物価問題』ミネルヴァ書房。
- 5) 読売新聞経済部編『所得政策の登場』。
- 6) 神代・新実『賃金VS. 物価』学陽書房。
- 7) 『労働運動の理論』②大月書房。
- 8) 大内 力編『現代日本の労働経済』日本評論社。
- 9) 松尾 均『現代の社会政策』東洋経済。
- 10) 新田俊三『国家独占資本主義と合理化』現代理論社。
- 11) 行沢健三『日本貿易のゆくえ』日経新書。
- 12) 『経済』新日本出版社, No. 57, No. 78, No. 117, No. 124。
- 13) 労働省『諸外国の賃金事情』。
- 14) 「欧米諸国における所得政策」日銀調査局『調査月報』1974. 3。
- 15) シュルツ・アリバー編『所得政策論争』。
- 16) 経済企画庁総合計画局編『物価安定と所得政策』。
- 17) 日本経済調査協議会編『経済成長と物価・賃金に関する基本的分析』。
- 18) 経済企画庁計画局編『現代インフレと所得政策』。
- 19) 飯田経夫編『賃金と物価—所得政策を中心に』日本経済新聞社。